

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月及び8年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成6年7月から同年10月まで
②平成7年7月
③平成8年8月

私は、時効期限にかからないように、社会保険事務所から納付書を送付してもらい、仕事の合間に郵便局で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、平成8年8月に申立人が提出した国民年金第3号被保険者特例届に伴う一連の種別変更の事務処理により生じた期間であり、この処理は同年9月19日に行われている。

また、申立人は、未納期間の保険料を一括納付することは経済的に困難であるとして、社会保険事務所に対し、毎月分割納付できるよう依頼したと述べているが、分割納付書の依頼時期、依頼方法についての記憶はあいまいである。

社会保険事務所では、未納期間の保険料納付については、年度ごとに計上した過年度納付書を一括発行し、その後、分割納付の希望があれば、後日改めて分割した納付書を発行していることから、上述の特例届等から、平成8年9月19日に申立期間①の第1号被保険者への種別変更処理が行われた後に、分割納付書が申立人に送付されるまでの期間を考慮すると、同納付書が発行されたと思われる時点では、申立人は、申立期間①の保険料は時効により納付できず、納付記録のとおり、平成6年11月から保険料を分割納付し始めたとするのが自然であ

る。

- 2 申立期間②及び③については、それぞれ1か月と短期間であり、その前後の納付状況は、申立人の主張どおり時効にかからないように保険料を納付していることが確認できる上、保険料の納付方法等についての記憶も具体的であり、不自然な点は見受けられない。

また、当該期間の保険料納付の状況から、申立人の納付意識は高かったと言え、申立人の当時の生活状況からも保険料を納付しなかったとする合理的理由も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年7月及び8年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業所における申立期間に係る資格喪失日（昭和26年11月10日）及び資格取得日（昭和27年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月10日から27年8月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

しかし、提出した人事稟議書を見れば分かるように、夫は、昭和23年10月1日から平成2年12月31日までA事業所（現在は、C事業所）に継続して勤務してきたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注） 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和24年10月1日にA事業所B営業所において資格を取得し、26年11月10日に資格を喪失した後、27年8月1日にA事業所B営業所において再度、資格を取得しており、26年11月から27年7月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録、人事稟議書及びC事業所の回答などから判断すると、申立人がA事業所B営業所に継続して勤務していたことが確認できるほか、当時の同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の保管する当時の同僚の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたが、納付していない。」、「申立人の被保険者の資格及び喪失の届出を誤って提出してしまった。」と証言していることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から47年12月まで

私は、当時建設業に従事しており、結婚して子供も生まれた時期で、国民健康保険の加入手続をした時に、妻が国民年金の加入手続もして保険料を納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月以降に払い出されており、この時点では、申立期間は時効であり、特例納付したこともうかがわれない上、申立人は、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付方法等の記憶が曖昧のため、当時の状況は不明である。

また、申立人は、「年金のことは、すべて社会保険労務士事務所に委託していたか、妻に納付を任せていた。」と主張しているが、同社会保険労務士事務所では、申立期間には委託がされていなかったと述べているほか、申立人の妻自身も「国民年金の加入手続、納付方法、納付金額について記憶が無い。」と述べるなど、申立人の主張に齟齬がみられる。

さらに、申立人と一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間は未加入期間となっている上、保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書控え、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から61年3月まで

私は、結婚後、義母の国民年金の請求手続を市役所で行ったことがあるが、その前後に自身の国民年金加入手続を行った記憶があり、他の支払いと共に国民年金保険料を金融機関に納付していたはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和46年10月ごろに国民年金に任意加入し、保険料を納付していたと主張している。また、61年10月には、申立人に対し、第3号被保険者として国民年金手帳記号番号が新たに払い出されている。

しかし、申立人の国民年金加入手続に係る記憶は明確なものではない上、申立人が主張する時期に国民年金に任意加入していれば、申立期間直後の昭和61年4月に国民年金法が改正された時に、第3号被保険者として種別変更手続が行われることになり、申立人に対し、新たに手帳記号番号が払い出されることは考えにくい。

また、申立人は、申立期間の当初に行われていた印紙検認方式による納付や納付書による納付が開始された当初の納付書の様式についての記憶が無いことから、申立人は、申立期間は国民年金に加入していなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人に対し、昭和45年3月に旧姓の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人が20歳となった同年2月から厚生年金保険に加入する同年9月までの7か月間の保険料の納付が確認でき、当該手帳記号番号は、

平成 20 年 7 月に旧姓から氏名変更処理がされていることから、婚姻して改姓していた後の申立期間の保険料が、この手帳記号番号により納付されていたとは考え難い。

加えて、申立期間は 174 か月と長期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はない。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から49年3月まで

昭和46年4月ごろ、結婚を契機に、妻が町役場で国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を町役場で納付した。48年ごろから、納付書が届くようになったので、妻が保険料を主に、郵便局（又は町役場）で納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していた町では、昭和48年ごろまでは国民年金保険料収納は印紙検認方式が行われ、これ以降は納付書方式が行われていたことが確認できる。

しかし、申立期間について、申立人の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には検認印が無い上、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、「申立期間の最初のころは忙しくて保険料を納付しに町役場に行けなかったこともあった。」と述べているほか、保険料を遅延して納付したことは無いとしている。

また、申立人の妻は、「昭和48年ごろから納付書が送られてくるようになったので主に郵便局で国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、当時郵便局は国民年金保険料収納指定金融機関に指定されておらず、郵便局で保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人の妻が記憶している申立期間当時の保険料額は、実際の額とは大きな隔たりがあり、連番で国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の妻も申立期間は未納となっている。

加えて、申立期間は 33 か月と比較的長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書控え、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から49年3月まで

昭和46年4月ごろ、結婚を契機に町役場で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を町役場で納付した。48年ごろから、納付書が届くようになったので、保険料を主に、郵便局（又は町役場）で納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していた町では、昭和48年ごろまでは国民年金保険料収納は印紙検認方式が行われ、これ以降は納付書方式が行われていたことが確認できる。

しかし、申立期間について、申立人の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には検認印が無い上、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人は、「申立期間の最初のころは忙しくて保険料を納付しに町役場に行けなかったこともあった。」と述べているほか、保険料を遅延して納付したことは無いとしている。

また、申立人は、「昭和48年ごろから納付書が送られてくるようになったので主に郵便局で国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、当時郵便局は国民年金保険料収納指定金融機関に指定されておらず、郵便局で保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が記憶している申立期間当時の保険料額は、実際の額とは大きな隔たりがあり、連番で国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の夫も申立期間は未納となっている。

加えて、申立期間は 33 か月と比較的長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書控え、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 5 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA事業所B工場に在籍していたことを推認することはできる。

しかし、当該複数の同僚の中には、「入社試験を受けても正社員としてではなく、臨時採用扱いであった。正社員になるには入社後数年を経てからだった。」、「社会保険の加入は入社後1年経ってからで、臨時採用の人がみんな加入していたわけではない。」と証言しており、A事業所B工場では入社後一定の期間を設けてから厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

また、A事業所に申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について照会したところ、申立人の申立期間に係る資料は無く、当時の工場長及び事務担当者とも連絡が取れず、申立てに係る事実を確認することができなかった。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※番（昭和32年12月1日取得）から同番号※※番（昭和35年5月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 497

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月21日から31年7月21日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書は無いが、働いていたことは事実であるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚についての申立人の記憶から、A事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所の元事業主の子息（申立期間当時の役職は、専務取締役）に照会したところ「従業員なら覚えがあるはずだが、申立人については記憶に無い。在籍していたとしても、短期間で退職したのではないか。」「社会保険の手続は適正に行っており、社会保険事務所の記録で喪失したことになっているのであれば、その時点で退職したと思われる。」との証言を得た。

また、同僚から聴取したところ、申立人のことを明確に覚えている者はなく、申立人の申立期間当時の勤務時期、勤務状況についての証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、B市に存在したA事業所で就業していたと証言していることから、当該地域を管轄する社会保険事務所が管理する事業所名簿を確認したが、同地域では、A事業所を厚生年金保険の適用事業所として確認することはできず、所在地Cにおいて厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 46 年 4 月まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実なので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言から、申立期間について申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、A事業所は昭和 42 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後A事業所が再度適用事業所となった記録は確認できない。

また、事業主から、「経営が悪化したため、社会保険料を払えなくなり、社会保険から脱退することを、従業員を集めて説明し、国民年金、国民健康保険に加入するように勧めた。」「申立期間において、申立人から厚生年金保険料を控除していない。」との証言を得た。

さらに、複数の同僚からも、「事業主から、社会保険について、社会保険料が払えないので脱退するとの説明を受けた。その時に国民年金、国民健康保険に加入するよう言われたことを記憶している。」との証言を得た。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料納付済期間であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和25年8月から26年7月27日まで
(A事業所)
②昭和31年から33年1月1日まで
(B事業所)

A事業所及びB事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書は無いが、働いていたことは事実であるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の当時の業務内容、同僚についての記憶から、事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、申立人は事業所名をA事業所と記憶しているが、当該事業所の所在地を管轄する社会保険事務所が管理する事業所名簿にA事業所の名称は見当たらず、申立てに係る事業所の所在地、当時の業務内容及び社史の内容に係る申立人のこれらの記憶から、A事業所と名称が類似するC事業所D工場が申立てに係る事業所であることを推認することができる。

また、申立人が氏名を記憶していた同僚のC事業所D工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立期間後の昭和26年10月1日であることから、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が管理するC事業所D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、連絡が取れた同僚からは、申立人の勤務状況について

の証言を得ることはできなかった。

加えて、C事業所D工場の記録を管理するE事業所に照会したが、申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

その上、社会保険事務所が管理するC事業所D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※※※番（昭和23年3月29日取得）から同番号※※※番（昭和26年10月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立てに係るB事業所があったとされる所在地を管轄する社会保険事務所が管理する事業所名簿において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

また、B事業所があったとされる所在地を管轄する法務局に照会したが、当該事業所についての商業登記の記録を確認することはできなかった。

さらに、申立人は、当時の事業主の苗字しか覚えておらず、特定することができなかった。

加えて、申立人は当時の同僚についての記憶が無く、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 33 年 5 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の代表者及び同僚についての申立人の記憶から、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人が記憶する複数の同僚は、「申立人はB業務のみに従事しており、アルバイトのようなものではなかったか。正社員以外は厚生年金保険に加入させていなかったかもしれない。」と証言している。

また、申立人がA事業所で一緒に勤務したとしている同僚についても、申立期間においてA事業所での厚生年金保険の被保険者としての記録は確認ができない。

さらに、A事業所は既に全喪しており、当時の事業主とは連絡が取れず、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について、関連資料や証言を得ることはできなかつた。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号※※番（昭和 31 年 3 月 1 日取得）から同番号※※※番（昭和 35 年 5 月 2 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 46 年 3 月 31 日から同年 5 月 1 日まで
(A事業所)
②昭和 46 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
(B事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、自分は、昭和 46 年 5 月 1 日にA事業所からB事業所に異動しており、両事業所に勤めていたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和 46 年 4 月 30 日までA事業所に勤務し、同年 5 月 1 日にB事業所に異動したと主張しているが、申立人のA事業所に係る雇用保険の記録は、45 年 11 月 1 日から 46 年 3 月 30 日までの期間であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、A事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票からは、昭和 46 年 3 月 31 日に被保険者の資格を喪失後、同年 4 月 2 日に健康保険被保険者証を返納され、資格喪失処理日は同年 4 月 7 日であることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げたB事業所の同僚は、「申立人のことは覚えていない。」と証言している上、当該事業所は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

加えて、申立人の申立期間①及び②における雇用保険の被保険者記録を確認することはできない。

なお、申立人は、「転勤の辞令はもらっていない。A事業所を退職したのか、異動だったのか覚えていない。」とも主張しており、記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間の後に勤務したC事業所に提出した履歴書には、昭和46年4月に申立期間①及び②に係る事業所とは別事業所のD事業所に入社していた記述が確認できることから、社会保険事務所が管理する事業所名簿を調査したが、D事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することはできなかった。

このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から36年3月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
A事業所B部署に勤務していた証言書もあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所（現在は、C事業所）で勤めていた複数の元従業員の証言から、申立人が、申立期間においてD事業の現場監督（臨時職員）として、A事業所B部署に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A事業所の所在地を管轄していた社会保険事務所の事業所名簿を確認したが、申立期間当時においてA事業所B部署は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、C事業所に照会したところ、「申立期間当時の臨時職員に関する厚生年金保険の事務の取扱いは、部署単位で行われていた。」と回答しており、申立期間の一部期間において厚生年金保険の適用事業所となっていたA事業所E部署及びF部署について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者全員を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

さらに、申立人が記憶する同じ部署で同様の業務に従事していた同僚は、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間当時の厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該同僚の家族から「当時、給料から厚生年金保険料は控除されていなかった。」との証言が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 21 日から 46 年 4 月まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実なので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言から、申立期間について申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、A事業所は昭和 42 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後A事業所が再度適用事業所となった記録は確認できない。

また、事業主から、「経営が悪化したため、社会保険料を払えなくなり、社会保険から脱退することを、従業員を集めて説明し、国民年金、国民健康保険に加入するよう勧めた。」「申立期間において、申立人から厚生年金保険料を控除していない。」との証言を得た。

さらに、複数の同僚からも、「事業主から、社会保険について社会保険料が払えないので脱退するとの説明を受けた。その時に国民年金、国民健康保険に加入するよう言われたことを記憶している。」との証言を得た。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 42 年 9 月 21 日に被保険者資格を喪失し、その直後の同年 9 月 25 日に夫の被扶養者となっている上、42 年 10 月以降は国民年金に加入し、保険料納付済みであることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 32 年 7 月 1 日から 35 年 7 月 3 日まで
②昭和 35 年 7 月 3 日から 36 年 7 月 8 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年10月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間である2回の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、勤務していたことは確かであるので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人はA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、同僚は、昭和 28 年 4 月に申立人と同時に入社したと証言しているが、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録を見ると、同年 8 月 1 日に被保険者資格を取得しており、その理由について同僚は「当時は同業他社でも見習期間が設けられていたので、被保険者記録が無い期間は見習期間に相当するのではないかと考え納得している」と証言している。

また、申立人及び同僚は、「数か月の勤務で、かつ、何も手続きを取らずにA事業所を退職した。」と証言していることから、厚生年金保険に加入しなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所の当時の事業主及び申立人の記憶する他の同僚はすでに亡くなっており、当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について、関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 3 日から同年 4 月 1 日まで
A事業所からB事業所に出向となり、昭和 60 年 2 月にA事業所を定年退職後も引き続きB事業所に勤務していたため、申立期間について、B事業所における厚生年金保険被保険者となっていないことは不自然であり、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 2 月 2 日にA事業所を定年退職し、申立期間において、雇用保険の求職者給付が支給されていることが確認できる。

また、申立人に係るB事業所での雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じ昭和 60 年 4 月 1 日であることが確認できる。

さらに、B事業所の当時の事業主に厚生年金保険の適用状況等を照会したところ、「会社として、保険料を天引きしながら納付をしないことはないと思う。」との証言を得た。

加えて、B事業所の社会保険関係の事務を請け負っていた者に、厚生年金保険の適用状況等を照会したが、関連資料等が無く、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年 10 月 13 日から 34 年 9 月 15 日まで
②昭和 34 年 9 月 15 日から 35 年 5 月 15 日まで
③昭和 35 年 5 月 18 日から 39 年 10 月 21 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 11 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間である 3 回の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 1 日から平成 9 年 1 月 31 日まで
A 事業所に勤務していた当時の A 事業所の名称の入った給与明細書と B 事業所の名称の入った給与明細書を所持している。社会保険事務所で当時の標準報酬月額を確認したところ、A 事業所の総支給額が算定の基礎になっていることが分かった。
両事業所の総支給額の合計が標準報酬月額の算定の基礎とされるべきだと思うので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した A 事業所と B 事業所のそれぞれの給与明細書によれば、厚生年金保険料の控除は A 事業所の給与明細書からは確認できるが、B 事業所の給与明細書からは確認できない。

また、A 事業所の給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額及び社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致する。

さらに、B 事業所は昭和 61 年 2 月 1 日に全喪しており、それ以後は適用事

業所とはなっていない。

なお、A事業所に係る社会保険事務所が管理する資料及び社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から平成 6 年 9 月 30 日まで
A 事業所に勤務していた当時の A 事業所の名称の入った給与明細書と B 事業所の名称の入った給与明細書を所持している。社会保険事務所で当時の標準報酬月額を確認したところ、A 事業所の総支給額が算定の基礎になっていることが分かった。
両事業所の総支給額の合計が標準報酬月額の算定の基礎とされるべきだと思うので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した A 事業所と B 事業所のそれぞれの給与明細書によれば、厚生年金保険料の控除は A 事業所の給与明細書からは確認できるが、B 事業所の給与明細書からは確認できない。

また、A 事業所の給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額及び社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致する。

さらに、B 事業所は昭和 61 年 2 月 1 日に全喪しており、それ以後は適用事

業所とはなっていない。

なお、A事業所に係る社会保険事務所が管理する資料及び社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月1日から平成6年3月1日まで

A事業所に勤務していた当時、A事業所とB事業所の両方から給与の支給を受けていた。社会保険事務所で当時の標準報酬月額を確認したところ、A事業所の総支給額が算定の基礎になっていることが分かった。両事業所の総支給額の合計が標準報酬月額の算定の基礎とされるべきだと思うので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB事業所の支払額一覧表を確認したところ、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除はされていないことが確認できる。

また、申立人は、A事業所での厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していないが、同事業所の同僚の所持する申立期間に係る給与明細書を確認したところ、同明細書で確認できる報酬月額は、社会保険事務所が管理する資料及び社会保険庁で記録されている標準報酬月額と一致している。

さらに、A事業所に係る社会保険事務所が管理する資料及び社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、B事業所は昭和61年2月1日に全喪しており、それ以後は適用事業所とはなっていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日まで

A事業所に勤務していた当時、A事業所とB事業所の両方から給与の支給を受けていた。社会保険事務所で当時の標準報酬月額を確認したところ、A事業所の総支給額が算定の基礎になっていることが分かった。両事業所の総支給額の合計が標準報酬月額の算定の基礎とされるべきだと思うので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB事業所の支払額一覧表を確認したところ、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除はされていないことが確認できる。

また、申立人は、A事業所での厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していないが、同事業所の同僚の所持する申立期間に係る給与明細書を確認したところ、同明細書で確認できる報酬月額は、社会保険事務所が管理する資料及び社会保険庁で記録されている標準報酬月額と一致している。

さらに、A事業所に係る社会保険事務所が管理する資料及び社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、B事業所は昭和 61 年 2 月 1 日に全喪しており、それ以後は適用事業所とはなっていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 10 日から平成 5 年 10 月 30 日まで
A事業所に勤務していた当時、A事業所とB事業所の両方から給与の支給を受けていた。社会保険事務所で当時の標準報酬月額を確認したところ、A事業所の総支給額が算定の基礎になっていることが分かった。両事業所の総支給額の合計が標準報酬月額の算定の基礎とされるべきだと思うので申し立てる。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB事業所の支払額一覧表を確認したところ、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除はされていないことが確認できる。

また、申立人は、A事業所での厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していないが、同事業所の同僚の所持する申立期間に係る給与明細書を確認したところ、同明細書で確認できる報酬月額は、社会保険事務所が管理する資料及び社会保険庁で記録されている標準報酬月額と一致している。

さらに、A事業所に係る社会保険事務所が管理する資料及び社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、B事業所は昭和 61 年 2 月 1 日に全喪しており、それ以後は適用事業所とはなっていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する

標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで

A事業所に勤務していた当時、B事業所の手取り額とA事業所の明細が記載されたA事業所の給与明細書及びB事業所の手数料明細書を所持している。社会保険事務所で当時の標準報酬月額を確認したところ、A事業所の総支給額が算定の基礎になっていることが分かった。両事業所の総支給額の合計が標準報酬月額の算定の基礎とされるべきだと思うので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出したA事業所の給与明細書及びB事業所の手数料明細書によれば、厚生年金保険料の控除はA事業所の給与明細書からは確認できるが、B事業所の手数料明細書からは確認できない。

また、A事業所の給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致する。

さらに、B事業所は昭和 61 年 2 月 1 日に全喪しており、それ以後は適用事業所とはなっていない。

なお、A事業所に係る社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。